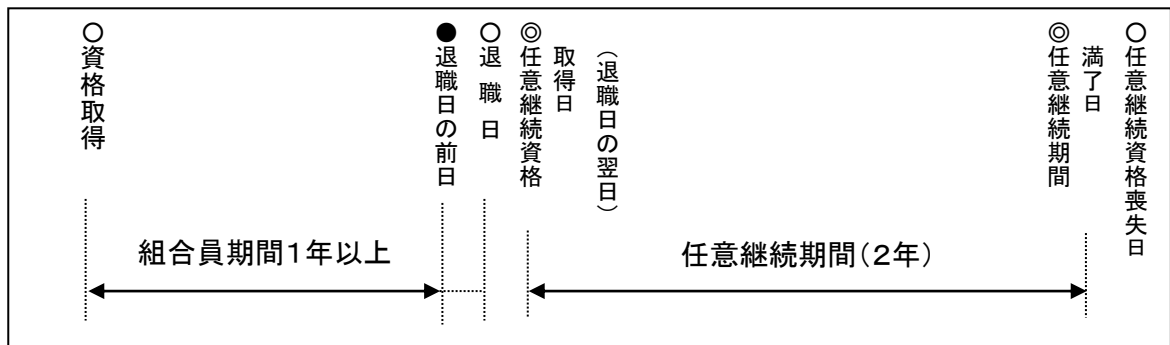


任意継続組合員制度について

(1) 資格要件

定年退職等の日の前日まで引き続き、1年以上組合員であった場合で、退職後も引き続き、共済組合の短期給付および福祉事業を受けることを希望するときは、2年間任意継続組合員として、組合員のときと同様の給付が受けられます。

(注) 任意継続組合員制度は、長期給付（年金）の適用がありません。60歳未満の任意継続組合員および被扶養配偶者は、退職後に国民年金第1号の加入手続きを行い、保険料を納める必要がありますのでご注意ください。



(2) 資格取得の手続き

任意継続組合員の資格の取得を希望する場合は、在職していた市町村役場等の共済事務担当課または共済組合ホームページから「共済組合員申告書」を取得し、必要事項を記入のうえ、退職日から20日以内に、共済事務担当課を経由して共済組合へ提出してください。

※年度末退職者については、3月末に組合員証等を送付するため、3月上旬までに提出が必要となります。なお、3月上旬までに任意継続組合員に加入することが未確定の場合は、退職日から20日以内（4月20日まで）に「共済組合員申告書」を提出してください。

(3) 任意継続掛金

①任意継続掛金の額

共済組合の定款により財源率が定められ、それにより算出されます。

令和6年度の任意継続掛金率は、96/1000 となっています。

②任意継続掛金の算定の基礎となる額の決め方

次のアまたはイのいずれか低い額が、任意継続掛金の算定の基礎となる額になります。

ア. 退職時の標準報酬月額（退職した日の属する月の標準報酬月額）

イ. 神奈川県市町村職員共済組合が定款で定めた額

令和6年度 28 等級 440,000 円

〈計算式〉

$$\begin{array}{l} \text{ア または イ } 440,000 \times \frac{96}{1000} = \boxed{\text{1ヶ月の任意継続掛金}} \\ \text{(標準報酬月額)} \qquad \qquad \text{(任意継続掛金率)} \end{array}$$

※掛金率は、毎年度見直しを行い変更することがあります。

(4) 介護掛金

①任意継続組合員で、介護保険法の第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に該当する人は、介護掛金額を任意継続掛金に上乗せして納付していただきます。

②介護掛金は、任意継続掛金の算定の基礎となる額に、令和6年度の介護掛金率17.5/1000 を乗じた額です。

掛金に係る注意事項

任意継続掛金および介護掛金については、在職中は短期給付にかかる財源を組合員が掛金として半額、市町村役場等が負担金として半額を負担していましたが、退職により負担金分がなくなるため、掛金率・負担金率を合わせた掛金率を負担することになります。

なお、扶養の有無に関係なく掛金は同一金額となります。

<参考例>

$$1 \text{ ヶ月分の任意継続掛金 } 440,000 \times \frac{96}{1000} = 42,240$$

$$1 \text{ ヶ月分の介護掛金 } 440,000 \times \frac{17.5}{1000} = 7,700 \quad \text{合計 } 49,940 \text{ 円}$$

※掛金率は、毎年度見直しを行い変更することがあります。

(5) 任意継続掛金の納付方法等

① 納付期限と納付月数の選択

任意継続掛金および介護掛金は、毎月その前月の25日（土日祝日の場合は翌営業日）までに納付していただく前払い方式となります。（初回を除く）

また、掛金1ヶ月分を払い込む毎月払い（初回に限り2ヶ月分）と、6ヶ月分または12ヶ月分を前納する3種類から選択することになります。

なお、前納された場合は、任意継続掛金および介護掛金の払込み期間月数に応じて年4%の複利現価法による割引があります。

○ 前納における期間月数に応じた乗率

期間（月）	乗率	期間（月）	乗率	期間（月）	乗率
1	0.9967369	5	4.9512666	9	8.8544329
2	1.9902215	6	5.9318472	10	9.8222773
3	2.9804642	7	6.9092282	11	10.7869636
4	3.9674757	8	7.8834200	12	11.7485020

○ 前納による割引計算

掛金を前納する場合、資格取得時の4ヶ月分については退職後の4月に払い込むため、割引の対象にはなりません。

払込種別		掛金計算式	割引率
6ヶ月 前納払い	初回	掛金1ヶ月分+掛金1ヶ月分×4.9512666	0.0487334
	2回目以降	掛金1ヶ月分×5.9318472	0.0681528
12ヶ月 前納払い	初回	掛金1ヶ月分+掛金1ヶ月分×10.7869636	0.2130364
	2回目以降	掛金1ヶ月分×11.7485020	0.2514980

② 納付方法の選択

納付方法は、次のアまたはイを選択することになります。

ア. 口座振替による方法

指定してある給付金等受取口座からの自動引落ができますので、希望される方は、所定の手続きをしてください。

※横浜銀行・スルガ銀行に限ります。

※別途「預金口座振替依頼書」（金融機関所定用紙）の提出が必要となります。（なお、金融機関の届出印を押印する際は、印鑑相違にご注意ください。）

イ. 指定口座に直接送金する方法

金融機関またはインターネットバンキング等から、共済組合が指定する下記口座へ送金の手続きをしてください。なお、送金者氏名については、氏名の前に任意継続組合員証の番号を入力してください。

【例】 12345 キョウサイ タロウ

※横浜銀行とスルガ銀行の指定口座へ送金してください。

※振込手数料については自己負担となります。

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
横浜銀行 (138)	県庁支店 (316)	普通	0729899
スルガ銀行 (150)	横浜支店 (210)	普通	0205481

(注)前納等による納付月数および納付方法は、当初選択したものを途中で変更することはできませんので、ご注意ください。

納付方法および納付月数一覧表

払込または口座振替のスケジュール	
毎月払い	<p>毎月25日までに翌月分を納付</p> <p>納付期限 令和6年4月25日 (4月・5月分) 令和6年5月以降(1ヶ月分ずつ前納)</p> <p>6ヶ月前納払い</p> <p>令和6年4月～9月分…前期 令和6年10月～ 令和7年3月分…後期</p> <p>納付期限 前期 令和6年4月25日 後期 令和6年9月25日</p>
12ヶ月前納払い	<p>令和6年4月～令和7年3月分を納付</p> <p>納付期限 令和6年4月25日</p> <p>※「任意継続組合員証」と「掛金納付額案内書」については、3月末に勤務先の共済事務担当課へ送付します。 ※指定口座へ直接送金する場合については、4月1日以降に送金の手続きをしてください。</p>

(6) 給付金の請求、住所変更等の手続き

任意継続組合員の各種請求、住所変更等の手続きは、任意継続組合員が直接共済組合と行うこととなっていますので、次のようなときは、共済組合へ申し出てください。

- ①給付金等の請求をするとき
- ②住所を変更したとき
- ③届出の金融機関を変更したとき
- ④被扶養者の認定および取消が生じたとき
- ⑤任意継続組合員を途中でやめるとき

(7) 資格喪失

次の事由に該当したときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

- ①任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- ②任意継続期間中に死亡したとき（注1）
- ③再就職をし、他の健康保険の被保険者となったとき（注2）
- ④任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出て、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき（注2）
- ⑤任意継続掛金を期日までに納付しなかったとき（注3）
- ⑥後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

（注1）ご遺族の方が、共済組合に連絡した後、次の書類を送付してください。

- ア. 共済組合員申告書（任継喪失用）および任意継続組合員証
- イ. 任意継続掛金（介護掛金）還付金請求書
- ウ. 喪失事由に応じた必要書類

※イについては、掛金の前納による還付金がある場合

（注2）任意継続組合員が（注1）と同様の書類を共済組合に送付してください。

（注3）期限までに納付できない場合は、至急共済組合に連絡してください。

(8) その他

①給付金の振込み

給付金は、あなたの指定している給付金等受取口座へ振込みます。

②任意継続掛金の社会保険料控除証明書の交付

所得税確定申告の際、任意継続掛金および介護掛金は、社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除証明書は、毎年1月中旬頃「任意継続掛金納付証明書」として交付しますので、紛失しないようにしてください。

※再交付は、原則として行いません。

③資格喪失証明書の交付

任意継続組合員の資格喪失後、他の健康保険等に加入するため、資格喪失証明書が必要なときは、「共済組合員申告書（任継喪失用）」の資格喪失証明書の発行欄、「要」に○印をして送付してください。資格喪失の処理が終了した後、交付します。

※年度末退職者が2年間の任意継続組合員期間を満了される場合には、3月末に資格喪失証明書を交付しますので、申請の必要はありません。（それ以外の方は、申請をしてください。）

④任意継続組合員証の返却

2年間の任意継続組合員期間の満了、または資格喪失したときや、再就職等により他の健康保険に加入したときは、速やかに任意継続組合員証（被扶養者証含む）を共済組合に返却してください。

なお、任意継続組合員期間の満了、または資格喪失した後や、他の健康保険に加入した後は、医療機関等での任意継続組合員証の使用はできません。使用されたときは、共済組合が支払った医療費を返還していただきます。

⑤同月得喪

任意継続組合員の資格取得と資格喪失を同じ月で行った場合、1か月分の任意継続掛金等の支払が必要です。

⑥資格取得手続き後の加入取り下げはできません。（資格取得当初から他の健康保険に加入した場合は除く）